

議案第 129 号

伊賀市公民館条例の一部改正について

伊賀市公民館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 23 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市公民館条例の一部を改正する条例

伊賀市公民館条例（平成 16 年伊賀市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表伊賀市中央公民館の項位置の欄中「116 番地」を「500 番地」に改め、
同条第 2 号の表上野公民館の項位置の欄中「116 番地」を「500 番地」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

公民館使用料

(1) いがまち公民館

| 施設名 | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 |
|------|------------|-------------|-------------|
| ホール | 900 円 | 1,200 円 | 1,200 円 |
| 会議室他 | 200 円 | 200 円 | 200 円 |

備考 冷暖房使用料は、使用料の 2 分の 1 の額を加算する。

(2) 柘植公民館

| 施設名 | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 |
|--------|------------|-------------|-------------|
| ホール | 600 円 | 800 円 | 800 円 |
| 1 階会議室 | 200 円 | 200 円 | 200 円 |
| 2 階会議室 | 200 円 | 200 円 | 200 円 |
| 和室 | 300 円 | 400 円 | 400 円 |

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(3) 阿山公民館

| 施設名 | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 |
|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 会議・工作室 (1室) | 900円 | 1,200円 | 1,200円 |
| 和室 | 400円 | 400円 | 400円 |
| サークル活動室 (1室) | 900円 | 1,200円 | 1,200円 |
| パソコン室 | 600円 | 800円 | 800円 |

備考

- 1 会議・工作室及びサークル活動室をそれぞれ3分割して使用する場合は、3分の1の額とする。
- 2 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(4) 大山田公民館

| 施設名 | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 |
|-----|------------|-------------|-------------|
| 研修室 | 600円 | 800円 | 800円 |
| 会議室 | 300円 | 400円 | 400円 |

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

(5) 青山公民館

| 施設名 | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 |
|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 第1講座室 (1階和室) | 400円 | 500円 | 500円 |
| 中ホール(2階) | 500円 | 600円 | 600円 |
| 和室(2階) | 200円 | 200円 | 200円 |
| 第2講座室 (3階洋間) | 400円 | 500円 | 500円 |
| 料理実習室 (3階) | 800円 | 1,000円 | 1,000円 |
| ロビー(1階) | 100円 | 100円 | 100円 |

備考 冷暖房使用料は、使用料の2分の1の額を加算する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。